

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>環境農林水産部 環境管理室</p>	<p>精密騒音計、音響校正器及び振動レベル計の修理に係る経費支出について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁の一部が、業務開始後に行われていた。</p> <p>業務名称：精密騒音計、音響校正器及び振動レベル計の修理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業履行日：令和7年1月10日（音響校正器）、同年1月23日（振動レベル計）、同年3月6日（精密騒音計） 2 経費支出伺書の起案日：令和7年1月16日 3 経費支出伺書の決裁日：令和7年2月13日 4 支出負担行為額：98,010円 	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>3 電子契約システムにより経費支出伺書を作成（システムと財務会計連携機能を用いる場合に限る。）する時期は、契約の締結後速やかに作成しなければならない。</p> </div>
<p>措置の内容</p>		
<p>今回の検出事項の原因は、本件業務に先行して発注した「騒音・振動測定機器等保守点検及び検定受検業務」において、「本契約に規定しない有償修理が発生する場合は、修理に着手することなく直ちに発注者に報告し、修理の実施は発注者の指示によること。」と規定しており、受注者から府に報告が行われたものの、受注者に業務の進め方及び注意点の認識が不足していたため府の指示を得ることなく修理を行ったことによる。</p> <p>再発防止策として、今回の検出事項を所属内で共有するとともに、業務の進め方及び注意点に関するフローチャートを仕様書に追加した。今後は大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月2日から同年8月28日まで）